

報告第 4 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
1	発生日時・場所	令和 6 年 3 月 7 日 午前 1 0 時 5 5 分頃 飛驒市古川町 ██████████
	事故の概要	市職員が公用車を運転中、前進で左折したところ、車両の左後方が住宅のブロック塀に接触し破損させた。
	相手方	飛驒市古川町 ██████████ ██████████
	相手方損害額	9 3 , 5 0 0 円
	市の過失割合	1 0 0 %
	損害賠償金	9 3 , 5 0 0 円
	内 保 険 金	9 3 , 5 0 0 円
	記 一 般 財 源	0 円
専決年月日		令和 6 年 4 月 1 6 日 専決第 5 号

2

項 目		内 容
発生日時・場所		令和6年1月26日 午後12時30分頃 飛騨市神岡町
事故の概要		運行委託業者職員が運転する市営バスひだまるかみお か循環線車両が交差点へ進入したところ、同交差点に進 入してきた相手車両と出会い頭に衝突し、相手方車両前 方右側箇所を損傷させた。
相手方		飛騨市神岡町
相手方損害額		454,000円
市の過失割合		50%
損害賠償金		227,000円
内 訳	保険金	227,000円
	一般財源	0円
専決年月日		令和6年4月24日 専決第6号